

「地球温暖化対策のための税」については、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）附則第148条において、次のとおり規定されました。

所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）（抜粋）

附 則

（地球温暖化対策のための税についての検討）

第百四十八条 **政府は、地球温暖化対策のための税について、新租税特別措置法第八十八条の八第一項及び地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条の二の八の規定により当分の間規定する税率の取扱いを含め、平成二十三年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行うものとする。**